

青梅市  
新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月  
青梅市



# 目次

はじめに	1
<b>第1章 総論</b>	3
1 基本的な方針	3
2 対策の目的	4
3 被害想定	5
4 発生段階の考え方	7
5 対策実施における留意点	8
<b>第2章 役割分担および実施体制</b>	9
1 基本的な責務	9
2 市の実施体制	11
<b>第3章 対策の基本項目</b>	15
1 サーベイランス・情報収集	15
2 情報提供・共有	15
3 住民相談	19
4 感染拡大防止	21
5 予防接種	22
6 医療	25
7 市民生活および市民経済の安定の確保	27
<b>第4章 各発生段階における基本項目別対策</b>	29
1 未発生期	29
2 海外発生期	32
3 国内発生早期（都内未発生）	35
4 都内発生早期	39
5 都内感染期	43
6 小康期	49
用語解説	56

# はじめに

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法制定の背景および目的

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとは性質が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でも、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に、社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、こうした背景のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等とあいまって、新型インフルエンザ等への対策の強化を図り、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としている。

特措法では、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置および新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めている。

## 2 国における取組みおよび特措法制定に至る経緯

国は、平成17年、「世界保健機関（WHO）世界インフルエンザ事前対策計画」に準じ、「新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。以来、数回の部分的な改定を行い、平成20年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律」により新型インフルエンザ対策の強化が図られ、平成21年2月に新型インフルエンザ対策行動計画を改定している。

平成21年4月、新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生して、世界的な大流行となり、日本でも発生後1年余で約2千万人がり患したと推計されたが、入院患者数は約1.8万人、平成22年9月現在で死亡者数は203人であり、死亡率は0.16（人口10万対）と、諸外国と比較して低い水準にとどまった。

病原性が季節性並みであったこの新型インフルエンザ（A/H1N1）においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫などが見られた。

また、集会等の社会活動の混乱や予防接種体制の課題等が明らかになった。これらを受け、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、過去の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための検討を重ね、平成24年5月に、病原性の高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。

### 3 政府および東京都の行動計画の策定

政府は、平成25年6月、特措法第6条にもとづき、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や国が実施する措置等を示すとともに、都道府県が行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めた「新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）」を策定した。

また、東京都（以下「都」という。）においても、平成25年11月、特措法第7条にもとづき、「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「東京都行動計画」という。）」を策定し、政府行動計画と同様、基本的な方針や実施する対策を示すとともに、市区町村が行動計画を策定する際の基準となるべき事項を定めている。

なお、政府行動計画および東京都行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すという性格を有している。

### 4 青梅市の行動計画の策定

青梅市（以下「市」という。）は、平成25年4月、特措法の施行に伴い、政府行動計画や東京都行動計画が新たに策定されたことを踏まえ、特措法第8条にもとづき、「青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）」を策定する。

# 第1章 総論

## 1 基本的な方針

### (1) 根拠および市の計画等との位置づけ

- ・市行動計画は、特措法第8条にもとづき策定する計画である。
- ・市行動計画の策定に際しては、青梅市総合長期計画など、関連する計画等との整合性を図る。

### (2) 対象とする感染症

- ・感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症（以下「新型インフルエンザ」という。）
- ・感染症法第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限定。）  
これらを本方針の対象とする感染症とし、「新型インフルエンザ等」と定義する。

### (3) 市行動計画の考え方と位置づけ

特措法では、市町村は都道府県行動計画にもとづいて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を策定することが求められている。

また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、特措法、感染症法、その他の法令等にもとづき新型インフルエンザ等への対策を実施することになる。対策の実施に際しては、国が政府対策本部の下で新型インフルエンザ等への基本的な対処方針（以下「基本的対処方針」という。）を決定し、都および市は、決定された基本的対処方針にもとづき、それぞれの定めた行動計画により、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進することが求められることとなる。

そこで、本計画は、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や、未発生の時期から発生段階に応じて、市が実施する対策を示すものとして策定している。

なお、政府行動計画および東京都行動計画同様、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性が低い場合にも弾力的な運用ができるよう、各対策は選択肢として設定している。

また、本計画では、国、都、指定（地方）公共機関、医療機関、事業者および市民の役割を記載し、市における新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるよう図るものとする。

加えて、交通機関の状況等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせてバランスの取れた対策を目指す。

このため、行動計画の案を策定する際には、あらかじめ感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見を取り入れる。

なお、市における対策の実施については、国の緊急事態宣言などが行われた場合には、「青梅市新型インフルエンザ等対策本部」（以下「市対策本部」という。）を設置し、国の基本的対処方針にもとづき、市行動計画による対策を決定する。

(図1 対策の実施プロセス)



#### (4) 市行動計画の推進

- ・市行動計画には、国および都の動向を踏まえ、科学的な知見を取り入れていく。
  - ・新型インフルエンザ等の発生に備え、平常時から研修や訓練を通じ、発生時の対応能力を高めていく。
- また、個別計画やマニュアルを作成するなど、内容の充実を図る。

#### (5) 市行動計画の改定

- ・市行動計画を検証し、必要に応じて市行動計画の改定を行う。
- なお、市行動計画の改定の際には、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者から意見を聴き行う。

## 2 対策の目的

新型インフルエンザ等は、ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念されている。長期的には国民の多くが、り患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合に、医療提供のキャパシティを超える事態が想定される。そのような状況を回避するため、感染拡大を可能な限り抑制することが必要である。

また、本人や家族がり患することにより事業者の欠勤者が多数に上り、この人的被害が長期化することで社会経済に影響を与えることとなる。このため、限られた人員により必要な業務を継続することが求められる。

これらのことから、以下の2点を対策の目的とする。

#### (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。

- ・感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、地域における医療体制の整備や国におけるワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体

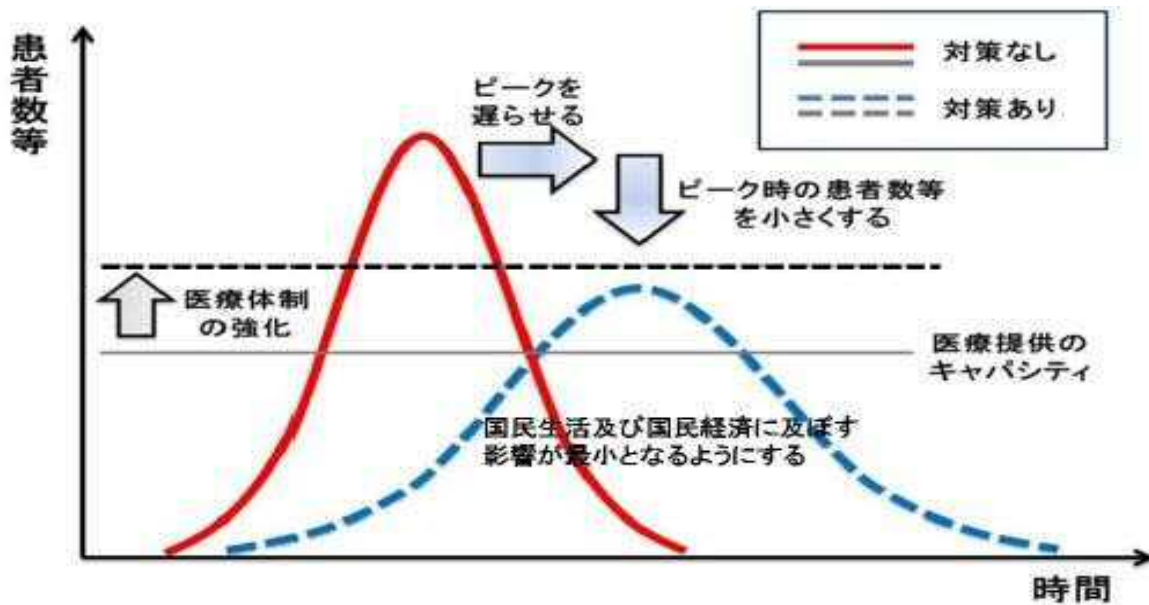
制の強化を図ることで患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにすることにより、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

- ・適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

(2) 市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- ・地域での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- ・業務継続計画の整備・実施等により、医療の提供の業務または市民生活および市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

(図2 対策の効果 概念図)



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）

### 3 被害想定

(1) 被害想定

新型インフルエンザは、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、当初はその知見が十分に得られないことから、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり得るため、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

医療体制・サーベイランスに関しては都の仕組みが運用されることなどから、都に準じて患者数等の流行規模に関する数値を置くこととする。

また、市行動計画を策定するに際しては、政府行動計画（国民り患率 25%）、東京都行動計画（都民り患率 30%）を参考に、市の特性を考慮し、市民の約 30%がり患するものとして流行予測を



行った。

なお、市の被害想定は、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータにもとづいた国や都の予測を参考に、一つの例として次のように算出する。

### <被害想定算出のための前提となる事項>

- ・健康被害の数値については、東京都行動計画に準じ、市民の全人口の30%が罹患するものとして流行予測を行い、罹患した患者が全て医療機関を受診するものと仮定する(東京都行動計画では、全人口の30%が罹患すると想定)。
- ・ピーク時の健康被害の数値に関しては、都の想定にもとづき、都の人口に占める市の人口比、1.0%から算出する。

(表1 都および市の被害想定)

被害想定	区分	東京都	青梅市
流行予測による健康被害	患者数	3,785,000	42,000
	外来受診者数	3,785,000	42,000
	入院患者数	291,200	3,230
	死亡者数(インフルエンザ関連死亡者数)※	14,100	155
流行予測によるピーク時の健康被害	1日新規外来患者数	49,300	493
	1日最大患者数	373,200	3,732
	1日新規入院患者数	3,800	38

(「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」、および「青梅市住民基本台帳世帯と人口(2014年1月1日現在)」)

#### ※インフルエンザ関連死亡者数

インフルエンザの流行によって、インフルエンザによる直接死亡や脳症だけでなく、インフルエンザ感染を契機とした急性気管支炎や肺炎などの呼吸器疾患のほか、循環器疾患、脳血管疾患、腎疾患などを死因とする間接的な死亡も増加することが知られており、インフルエンザの流行評価の指標の一つとされている。

### (2) 社会への影響

新型インフルエンザ等が、発生した場合には、被害想定のような健康被害とともに社会的な影響が生じることとなる。国は、社会的影響に関する一つの例として、以下の想定をしている。

・「国民の25%が、流行期間(約8週間)にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し(免疫を得て)、職場に復帰する。」

・「ピーク時(約2週間)に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等(学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービスの縮小、家庭での療養などによる)のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時(約2週間)には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。」

## 4 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、感染の発生段階に応じて講ずるべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

東京都行動計画においては、政府行動計画で定める地方の発生段階（未発生期、海外発生期、地域未発生期、地域発生早期、地域感染期および小康期）の区分にあわせた6区分を基本としている。

また、地域の発生段階（地域未発生期、地域発生早期および地域感染期）については、都における発生段階であるため、名称を、国内発生早期、都内発生早期および都内感染期と定めている。

なお、政府対策本部が都内を対象に、特措法第32条にもとづき新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）をした場合には、都対策本部において、緊急事態宣言下で実施する措置を決定する。

東京都行動計画で定める発生段階の移行については、必要に応じて都が国と協議し、東京都新型インフルエンザ等対策本部（以下「都対策本部」という。）において決定される。

（表2 市行動計画における発生段階の区分）

政府行動計画		東京都行動計画 青梅市行動計画		状態	
国	地方				
		未発生期		新型インフルエンザ等が発生していない状態	
		海外発生期		海外で新型インフルエンザ等が発生した場合	
国内 発生期	地域 未発生期	国内発生早期		国内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態で、都内では患者が発生していない状態	
	地域 発生早期	都内発生早期		都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	
国内 感染期	地域 感染期	都内 感染期	【医療体制】	都内で 新型インフ ルエンザ等 の患者の接 触歴が疫学 調査で追え なくなった 状態	患者の接触歴が疫学調査で追えなくなり、入院勧告体制が解除された状態
			第1ステージ (通常の院内体制)		
			第2ステージ (院内体制の強化)		
第3ステージ (緊急体制)	流行注意報発令レベル(10人/定点)を目安とし入院サーベイランス等の結果から入院患者が急増している状態				
		小康期		新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	

※流行注意報発令レベル、警報発令レベルの設定は、現行の季節性インフルエンザの流行期と同様の設定である。

## 5 対策実施における留意点

市内で関係機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する場合において、次の点に留意する。

### (1) 基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等への対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、感染拡大防止にかかる西多摩保健所（以下「保健所」という。）による入院措置や国の緊急事態宣言が行われた場合に行う特措法第46条にもとづく住民接種の実施や、市民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等への対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して効果・必要性とリスクを十分説明し、理解を得ることを基本とする。

### (2) 危機管理としての特措法の性格への留意

新型インフルエンザ等が発生した場合であっても、病原性の程度や抗インフルエンザウイルス薬等の対策の有効性などにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得る。このため、新型インフルエンザ等の発生状況に応じた柔軟な対応を行う必要がある。

### (3) 関係機関相互の連携・協力の確保

市対策本部は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、総合的に対策を推進する。この際、市対策本部長（＝市長）は、都対策本部長（＝東京都知事）に対し、必要に応じ新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うように要請する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、近隣自治体および関係行政機関、指定（地方）公共機関などとの情報共有および連携は重要であるため、新型インフルエンザ等の発生段階別に、相互に協力しながら対策を推進する。

### (4) 記録の作成・保存および公表

新型インフルエンザ等が発生した際は、対応を検証して教訓を得るため、市対策本部における対策の実施にかかる記録を作成・保存し、公表する。

なお、記録の公表に際しては、青梅市個人情報保護条例等に留意する。

### (5) 業務継続のための準備

新型インフルエンザ等対策を実施していくためには、感染規模が拡大するような都内感染期においても、市の危機管理体制を維持し対策を継続することが非常に重要である。このことを踏まえ、各部の業務継続計画（BCP）を整備し、市職員に周知・徹底を図る。

## 第2章 役割分担および実施体制

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、市民等、各主体が一体となって感染拡大防止に努めるとともに、市民の生活および経済活動を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もが罹患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

### 1 基本的な責務

#### (1) 国

新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に実施し、地方自治体および指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等への対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する。

また、新型インフルエンザ等およびこれにかかるワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、世界保健機関（WHO）その他の国際機関およびアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査および研究にかかる国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」および閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型インフルエンザ等の発生時には、「政府対策本部」の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

さらに、特措法 28 条にもとづき、「医療の提供並びに国民生活および国民経済の安定を確保するため」登録事業者に対して実施する特定接種について、実施主体として速やかに進める。

#### (参考)

##### <指定行政機関>

内閣府設置法等に規定される機関で、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令で定める機関。内閣府や厚生労働省などが規定されている。

#### (2) 都

平常時には、東京都行動計画にもとづき、実施体制の整備、関係機関との調整、資器材の整備など、対策を推進する。

また、感染症法等にもとづき、感染症の発生動向の監視を行う。

発生時には、国の基本的対処方針にもとづき、医療提供体制の確保や感染拡大の抑制など東京都行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、区市町村および関係機関等が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

### (3) 市

平常時には、市行動計画にもとづき、体制の整備、関係機関との調整など、対策を推進する。

発生時には、国の基本的対処方針にもとづき、感染拡大の抑制、住民への予防接種や生活支援など、市行動計画で定めた対策を的確かつ迅速に実施し、市内の関係機関等が実施する新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

### (4) 医療機関

平常時には、新型インフルエンザ等の患者を診療するための院内感染防止対策や必要となる医療資器材の確保等の準備、診療体制を含めた診療継続計画の策定および地域における医療体制の整備を推進する。

発生時には、地域の医療機関が連携して、診療体制の強化を含め、発生状況に応じた医療を提供するよう努める。

### (5) 指定公共機関および指定地方公共機関

平常時には、新型インフルエンザ等対策業務計画を策定し、体制の整備など対策を推進する。

発生時には、国、都および市と相互に連携協力し、市民生活が維持できるよう医療機能および社会経済活動維持のための業務を継続する。

(参考)

#### <指定公共機関>

特措法第2条6項「独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。」

#### <指定地方公共機関>

特措法第2条7項「都道府県の区域において医療、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、前号の政令で定めるもの以外のものであらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。」

### (6) 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または市民生活および社会機能維持に寄与する業務を行う事業者については、それぞれの社会的責任を果たすことができるよう、平常時から、職場における感染予防策の実施や重要業務の業務継続などの準備を積極的に行う。

発生時には、事業活動を継続するよう努め、国、都、市の新型インフルエンザ等への対策の実施に協力する。

(参考)

#### <登録事業者>

特措法第28条1項1号「医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの」

## (7) 一般の事業者

平常時には、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染予防策や体制の整備に努める。

発生時には、職場における感染予防策を実施し、都や市が行う新型インフルエンザ等への対策に協力する。特に、感染拡大防止の観点から、多数の者が集まる施設を管理する事業者や催物を主催する事業者については、特措法にもとづく施設の使用制限の要請等に協力するなど感染防止のための措置の徹底に努める。

## (8) 市民

平常時には、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など知識の習得に努めるとともに、季節性インフルエンザに対しても励行している手洗い、マスク着用、咳エチケット等の個人でも可能な感染予防策を実践するよう努める。

また、発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

発生時には、都や市等からの情報に注意し、個人でも可能な感染予防策の実践や、り患が疑われる場合における医療機関の受診ルールを守り、感染拡大防止に努める。

## 2 市の実施体制

特措法にもとづき、政府による新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われた時は、速やか市対策本部を設置する。市対策本部については、特措法で定められたもののほか青梅市新型インフルエンザ等対策本部条例（以下「条例」という。）を制定したため、特措法および条例にもとづき、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。対策を実行する際には、必要に応じて医療関係者等の専門家の意見を聴取することができる体制を整備する。

また、市対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置に関し必要があると認めるときは、都対策本部長に対して必要な要請をする。

なお、市は、海外で新型インフルエンザが発生した場合でも、国および都などから情報を収集し、必要に応じ、健康福祉部長が関係部長によって構成される「青梅市新型インフルエンザ等対策会議（以下「市対策会議」という。）を設置する。

市対策会議では、情報の共有化を図るとともに、国の基本的対処方針にもとづき、新型インフルエンザ等への対策を推進する。

さらに、国内で患者が発生した場合には、必要に応じて、市対策本部に準じた体制に移行する。

### (1) 市対策本部の構成

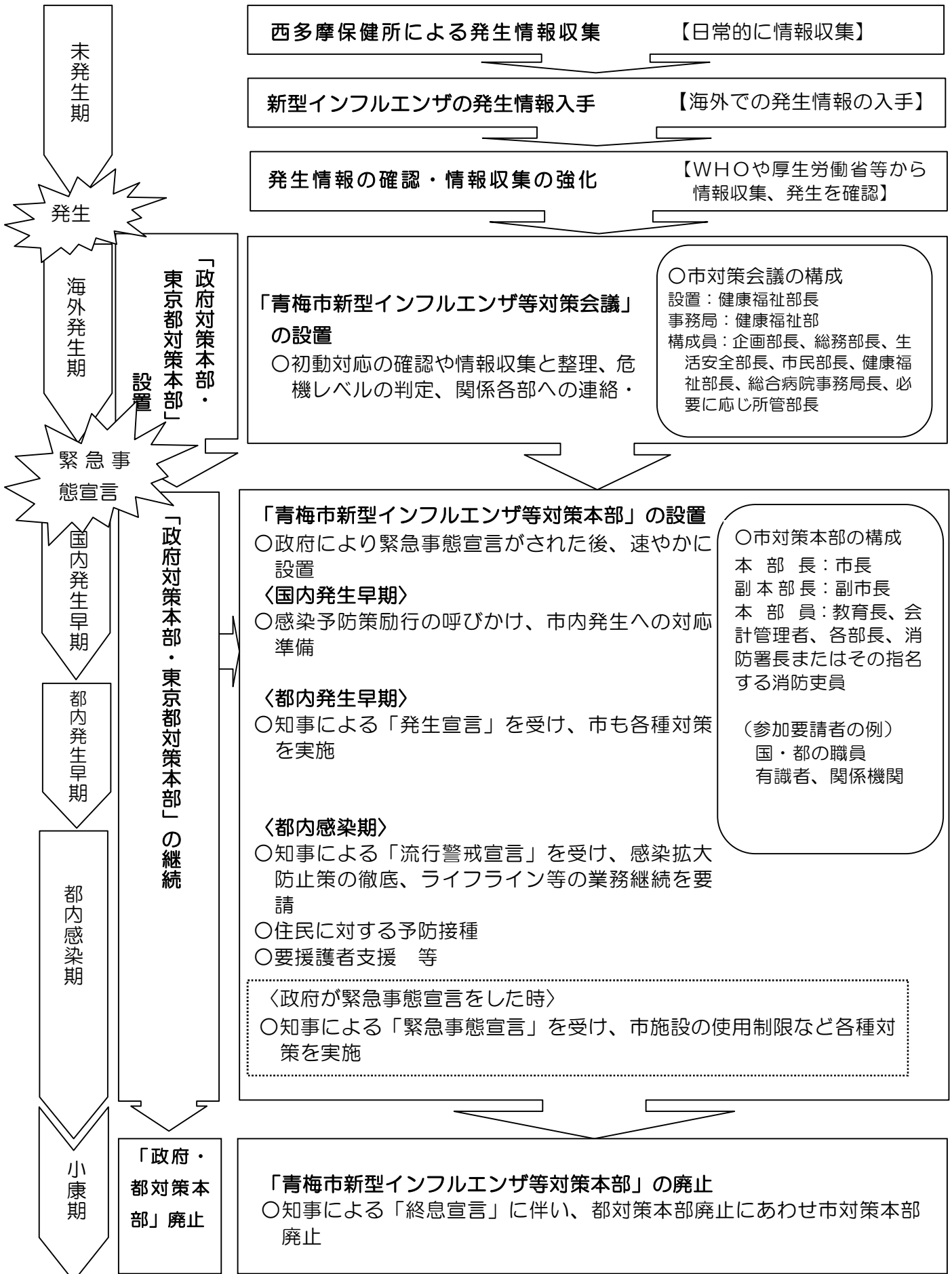
#### ア 組織および職員

- ・本部長は市長をもって充て、対策本部の事務を総括する。
- ・副本部長は副市長をもって充て、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理する。
- ・本部員は、教育長、各部長、会計管理者および市を所管する消防署長またはその指名する消防吏員をもって充てる。
- ・本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができ、市長が任命する。

#### イ 市対策本部会議

- ・本部長は必要に応じ市対策本部の会議を招集する。

《図3 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制》



## (2) 各部の主な役割

担当部署	主な役割
企画部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報等での情報提供および記録に関すること。</li> <li>・ 社会活動および事業活動の自粛の要請または指示の周知に関すること。</li> <li>・ 国際交流団体を通じた、市内在外国人への連絡調整に関すること。</li> <li>・ 報道機関への対応に関すること。</li> <li>・ 市対策本部長および副本部長の健康管理その他支援業務に関すること。</li> <li>・ 予算その他財務に関すること。</li> <li>・ 緊急時の新型インフルエンザ等対策物品調達の検査に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本庁舎の入庁管理に関すること。</li> <li>・ 緊急通行車両の確認に関すること。</li> <li>・ 市所有の車両の活用に関すること。</li> <li>・ 本庁舎市対策本部事務室の配置および機材配備に関すること。</li> <li>・ (新型インフルエンザ等に対応した) 職員の動員および給与に関すること。</li> <li>・ 市職員の感染予防、服務り患状況に関すること。</li> <li>・ 市職員の予防接種(特定接種に限る。)の実施に関すること。</li> <li>・ 緊急時の新型インフルエンザ等対策物品契約等に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
生活安全部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市対策会議の運営の補佐に関すること。</li> <li>・ 市対策本部の運営の補佐に関すること。</li> <li>・ 各部の連絡調整の補佐に関すること。</li> <li>・ 食料、生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。</li> <li>・ 相談体制の整備、調整および運営の補佐に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
市民部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ施設の感染予防に関すること。</li> <li>・ 遺体安置所の設置、運用に関すること。</li> <li>・ 自治会等との連絡調整に関すること。</li> <li>・ 住民の安否情報の整理および記録に関すること。</li> <li>・ 火葬・埋葬の許可、整備に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>
環境部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ごみの排出抑制に関すること。</li> <li>・ ごみの収集に関すること。</li> <li>・ 下水道の維持に関すること。</li> <li>・ 他部署の応援に関すること。</li> </ul>



担当部署	主な役割
健康福祉部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の高齢者・障害者など要援護者支援に関すること。</li> <li>・感染防止器材の確保に関すること。</li> <li>・相談体制の整備、調整および運営に関すること。</li> <li>・市民への周知に関すること。</li> <li>・市対策会議の庶務に関すること。</li> <li>・市対策本部の庶務に関すること。</li> <li>・発生状況の情報収集および対応方針に関すること。</li> <li>・医療資器材、薬品の調達に関すること。</li> <li>・市民への予防接種の実施に関すること。</li> <li>・国、都との連絡調整に関すること。</li> <li>・医師会等関連機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・各部との連絡調整に関すること。</li> <li>・社会福祉施設の感染予防に関すること。</li> <li>・社会福祉施設利用者の感染状況の把握に関すること。</li> <li>・市の公共の社会福祉施設の開所の休止措置に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
子ども家庭部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所、幼稚園等における感染予防に関すること。</li> <li>・保育所、幼稚園等における感染状況の把握に関すること。</li> <li>・保育所、幼稚園等の休園措置に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
まちづくり経済部 (農業委員会含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済関係団体、関係諸団体との連絡調整に関すること。</li> <li>・公共交通機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・生活関連物資等に関する情報収集、要請に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救援物資の輸送に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
事業部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
会計管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等の対策等に必要現金および物品の出納に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会との連絡調整に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小・中学校の感染予防に関すること。</li> <li>・市内小・中学校の感染状況の把握に関すること。</li> <li>・市内小・中学校の休校措置に関すること。</li> <li>・関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>・教育課程の編成の維持に関すること。</li> <li>・文化施設の感染予防に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
選挙管理委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・繰り延べ投票（市議・市長選の場合）の検討に関すること。</li> <li>・投開票の変更の検討に関すること。</li> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
監査・公平事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他部署の応援に関すること。</li> </ul>
病院事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関としての役割に関すること。</li> </ul>

※市民生活を維持するために必要な、最低限の役割になります。

## 第3章 対策の基本項目

市行動計画では、新型インフルエンザ等への対策の2つの目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する」および「市民生活および経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする」を達成するため、次の7つの基本項目に分けて、対策を定める。

- (1) サーベイランス・情報収集
- (2) 情報提供・共有
- (3) 住民相談
- (4) 感染拡大防止
- (5) 予防接種
- (6) 医療
- (7) 市民生活および市民経済の安定の確保

### 1 サーベイランス・情報収集

サーベイランスとは、疾病の発生状況やその推移などを継続的に監視する（感染症法等にもとづいて行われる感染症の発生状況の把握および分析も含む）ことをいう。

サーベイランスを通じ、新型インフルエンザ等に関する様々なデータを系統的に収集、分析し、

また、その結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要であるため、市は、都や医療機関等と連携し体制の強化に協力する。

#### 【海外発生期から都内発生早期の段階】

海外発生期から都内発生早期の段階までは、情報が限られていることから、患者の臨床像等の特徴を把握する。

#### 【都内感染期の時点】

国内の患者数が増加し、新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された都内感染期の時点では、患者の全数把握はその意義が低下し、また、医療現場等の負担も過大となることから、重症患者を中心とした情報収集に切り替える。

また、新型インフルエンザ等対策の実施において、サーベイランスで得られる情報だけでなく、国および都等からワクチンの開発にかかる情報など、最新の情報を得ることが重要であることから、積極的に情報を収集し集約を図る。

### 2 情報提供・共有

情報提供および情報共有は、危機管理に関わる重要課題になるとの観点から、市は、新型インフルエンザ等に関する情報を、市民および関係機関等へ各発生段階に応じて適切に提供する。

また、わかりやすい情報提供に努め、情報の共有を図ることで、市民および関係機関等が十分な情報をもとに、適切な判断・行動がとれるよう促す。

#### (1) 情報提供手段の確保および情報集約体制の整備

受け手に応じた情報提供のため、市の広報やちらし、ホームページなど、多様な媒体を用いて、理解しやすい内容を、できる限り迅速に情報提供を行う。

また、情報提供に当たっては、市民に対し提供内容を集約して一元的に発信する体制を構築し、適時適切な情報の共有化を図る。さらに、コミュニケーションは、必要に応じて情報の受け手の反

応などを分析し、次の情報提供に活かしていく。

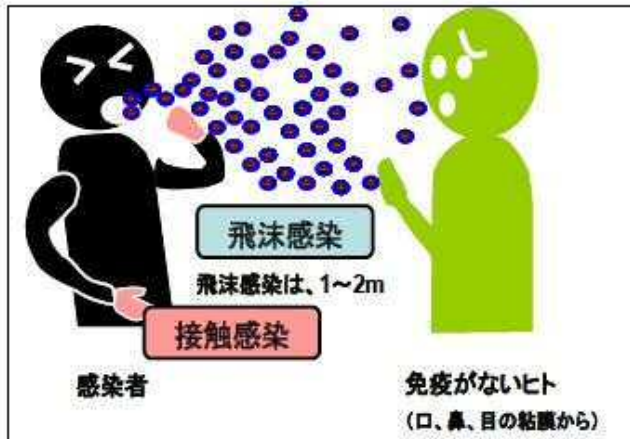
また、関係機関や管内施設に対しては、あらかじめ連絡体制や連絡方法を定めておく。

## (2) 平常時における情報提供

未発症期から、新型インフルエンザについての正しい知識と適切な予防策について周知を図り、市民一人ひとりの感染予防策が習慣化されるよう、情報提供を実施する。

### 《参考1》 感染予防策

新型インフルエンザの感染経路は、「飛沫感染（\*1）」と「接触感染（\*2）」であり、その予防には手洗いや咳エチケットなどが有効な対策である。



出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

#### （\*1）飛沫感染

感染した人が咳やくしゃみをすることで、排出するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することで感染する経路を指す。

#### （\*2）接触感染

皮膚と粘膜・傷口の直接的な接触あるいは中間物を介する間接的な接触により感染する経路を指す。

### 《参考2》 咳エチケット

○咳・くしゃみが出る時は、他の人にうつさないためにマスクを着用する。マスクを持っていない場合は、ティッシュなどで口と鼻を押さえ、他の人から顔をそむけて1m以上離れる。

○鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨てる。

○咳をしている人にマスクの着用を促す。

※咳エチケット用のマスクは、薬局やコンビニエンスストア等で市販されている不織布（ふしよくふ）製マスクの使用が推奨される。

※マスクの装着は説明書をよく読んで、正しく着用する。

出典：「平成26年度 今冬のインフルエンザ総合対策について」（厚生労働省ホームページ）

《参考3》手洗い方法

## 手を洗いましょう。

### 手洗い前の準備

- 爪は短く切ってますか？
- マニキュアは塗っていませんか？
- 時計や指輪をはずしていますか？

Check!



### 汚れが残りやすいところ

- 指先
- 指の間
- 親指の周り
- 手首
- 手のしわ

### ①手のひらをよくこする



### ②手の甲をのぼすようにこする



### ③指先・ツメの間を念入りにこする



### ④指の間を洗う



### ⑤親指と手のひらをねじり洗いする



### ⑥手首も忘れずに洗う



その後、清潔なタオルでよく拭き取って乾かす

感染症についてのご相談はお気軽にどうぞ！

西多摩保健所 TEL0428(22)6141

出典：東京都西多摩保健所ホームページ

### (3) 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供

市内における感染状況、予防策および発生段階に応じた適切な医療機関の受診方法について、市民に対し迅速に情報提供する。

また、発生時の情報提供に際しては、感染者への誹謗・中傷<sup>ひぼう</sup>や、感染が確認された地域への風評被害が起きないように十分留意する。

#### (4) 報道発表

広く、迅速な情報提供を図るためには、報道機関の協力が不可欠である。そのため、新型インフルエンザ等の発生時には、各部署における情報を集約化し、一元的に管理する。

なお、公表する情報については、国や都に準ずるが、青梅市個人情報保護条例にもとづく個人情報保護の観点から、個人が特定されないよう配慮する。

#### (5) 庁内における情報共有

市の役割として、市民の不安を少しでも軽減し、市民の協力を得て感染症拡大を抑制するとともに、限られた医療資源を有効に活用するため、正確な情報を迅速かつ遺漏なく提供する必要がある。

都や国から提供される情報は、複数のルートで平常時と同様、各部門に伝わるため、どのような情報が通知されているかについて、庁内で情報共有を図る必要がある。このため、新型インフルエンザ等発生時に各部門が、通知された文書や市民に発出すべき文書を情報共有できるよう環境を整備する。さらに、庁内での会議により情報共有を行う。

#### (6) 医療機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施においては、特に医療機関等との連携が重要であるため、平常時から情報の共有化を図る必要がある。

そのため、都と連携し、二次保健医療圏における感染症地域医療体制ブロック協議会等において、感染症指定医療機関や感染症診療協力医療機関、感染症入院医療機関との連携体制の構築を図り緊急時情報連絡体制を整備する。

(参考) 国および都の制度において指定・登録する医療機関

##### <感染症指定医療機関> (国)

感染症法に規定された感染症（一類、二類、新型インフルエンザ等、指定感染症または新感染症）に罹患した患者の入院医療を行う医療機関。

##### <感染症診療協力医療機関> (都)

感染症患者または感染症が疑われる患者の受入体制を有し、診断確定に至るまでの経過観察を行う医療機関（必要に応じて1～2日間程度の入院扱いを含む。）。新型インフルエンザ等の海外発生時には、都の要請にもとづき、新型インフルエンザ専門外来（政府行動計画における「帰国者・接触者外来」に該当。）を設置する。

##### <感染症入院医療機関> (都)

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、都があらかじめ登録した医療機関。感染症入院医療機関では病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画（BCP）等を定めている。

#### (7) その他関係機関等との情報共有

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって相互に連携協力する必要があることから、平常時から情報の共有化を図り、発生時に緊密な連携がとれる準備を進める。

### 3 住民相談

新型インフルエンザ等の発生による、市民の不安を解消し適切な感染予防策を促すため、国、都等から得られた情報により相談に応じられるよう相談体制を整える。

#### (1) 新型インフルエンザ相談センター（都相談窓口）

保健所は、発生後速やかに新型インフルエンザ相談センター（以下「相談センター」という。）を設置する。

海外発生当初は、主に発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のため、受診先の医療機関の案内や受診時の注意事項等についての説明を行う。

夜間・休日に関しては、都が指定する場所において相談センターを設置し、24時間対応とする。（状況に応じて相談体制の規模が変わる。）

#### (2) 市相談窓口

国内発生早期から都内感染期にかけては、相談センターに問合せが多く寄せられることが予想される。

そのため、市は、国、都からの要請にもとづき、国、都等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、窓口や電話において一般的な問合せに対応し、適切に情報提供を行い、必要に応じ関係機関に取り次ぐなどの役割を果たす。

#### (3) その他の相談

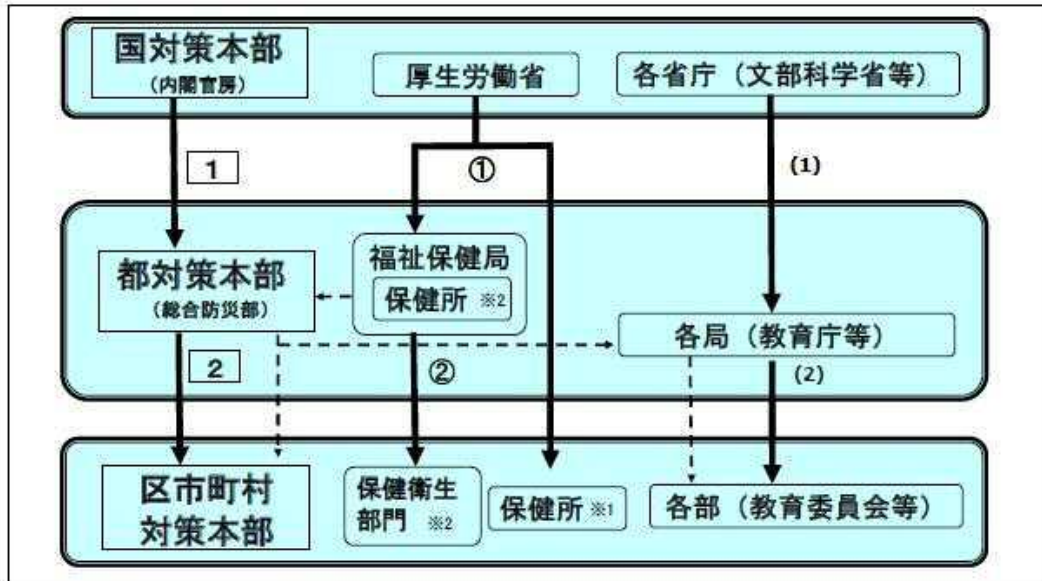
国内発生早期から都内感染期にかけては、問合せが多く寄せられることが予想されるため、国、都等から配布される新型インフルエンザ等に関する質疑応答集などを活用し、市の各部においても、一般的な問合せに対応する。

また、都や国の各部門から提供された情報に伴う所管施設等からの相談については、各部門が主体となり適切に対応していく。

特に、国が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合には、特措法にもとづき、都知事による外出自粛の要請や事業者に対する施設の使用制限など要請・指示される場合がある。この場合、市における施設の閉鎖や各種のイベント等の休止・中止もなされることがあるため、これらへの問合せと同時に、新型インフルエンザ等に関する一般的な問合せにも対応できるよう体制を整備する。

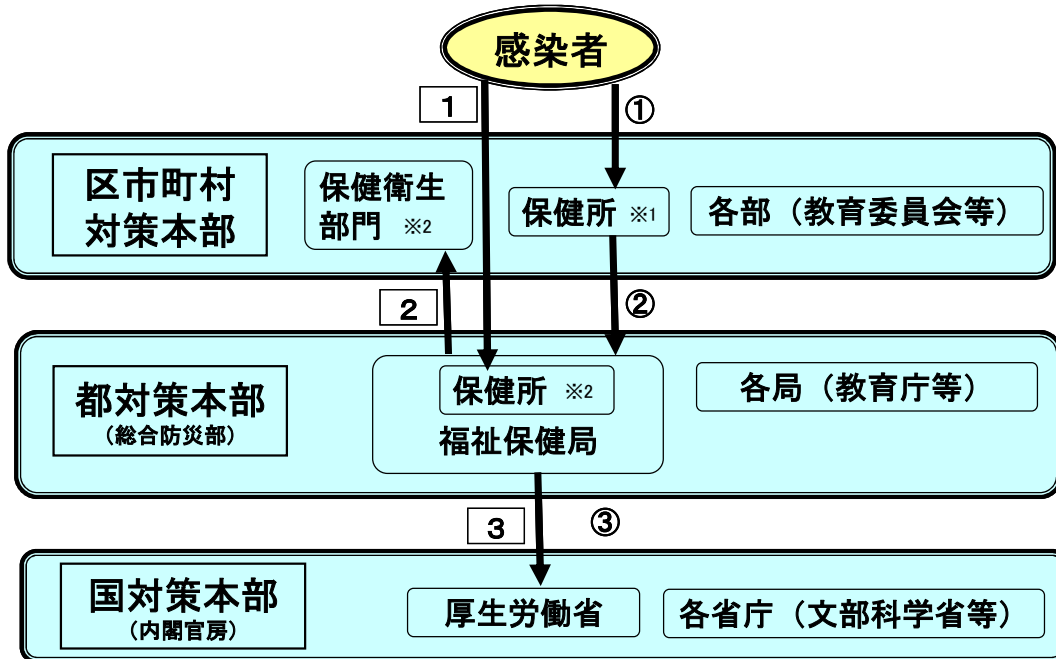


図4-1 〈新型インフルエンザ等に関する国から区市町村への情報の流れ（国の通知等）〉



1→2 内閣官房からの情報の流れ、①→② 厚生労働省からの情報の流れ  
 (1)→(2) その他の省庁からの情報の流れ  
 - - - - ▶ 重要な情報は、必要に応じて複数ルートで情報提供

図4-2 〈新型インフルエンザ等に関する感染者に関する区市町村との情報の流れ〉



1→2 保健所設置市以外の市町村の感染者に関する情報の流れ  
 ①→② 保健所設置市の感染者に関する情報の流れ

※1 保健所設置市（特別区、八王子市および町田市）

※2 ※1以外の市町村＝青梅市

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」（東京都）

## 4 感染拡大防止

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで医療提供体制の整備に要する時間を確保し、患者数の急激な上昇を抑え、既存の医療資源、医療体制への負担を最小限に留めることを目的とする。

### (1) 個人における感染拡大防止策

広く市民に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること等の基本的な感染予防策の注意喚起や予防接種の感染予防策を行う。

また、必要に応じ、不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。

さらに、以下のように海外発生期から都内発生早期と、都内感染期では、発症した場合の対応が異なることを周知する。

#### 〈海外発生期から都内発生早期〉

都内発生早期までの段階で、感染した疑いがある者は、万が一新型インフルエンザ等に感染した場合、待合室等で他者に感染させてしまう恐れがあるので、まず、相談センターに相談し、指定された医療機関で受診する。

患者が発生した場合には、保健所が当該患者に必要な応じ、速やかに感染症法にもとづく入院勧告を行い、感染症指定医療機関等で適切な医療を提供するとともに、患者家族・同居者その他の濃厚接触者を迅速に把握し、健康観察、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与および感染を広げないための保健指導等を行う。

#### 〈都内感染期〉

都内感染期の段階では、原則として一般の医療機関で新型インフルエンザ等の診療を行うこととなる。医療機関を受診するときは、マスクを着用または咳エチケットを心がけ、周囲に感染させないように配慮する。

### (2) 学校等における感染拡大防止策

#### ア 学校

学校については、児童や生徒に集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登校しないなどについて、注意喚起することが重要である。

都内発生早期における新型インフルエンザ等の疑いまたはり患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、必要に応じて臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講じるとともに保健所に報告する。

同じ地域内での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛および臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。これらの対応は、都からの要請にもとづき実施する。

#### イ 学童保育所

学童保育所については、児童の集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点と



なりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、通所しないなどについて、注意喚起することが重要である。

都内発生早期では、新型インフルエンザ等の疑いまたはり患していると診断された児童への対応については、西多摩保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、医師との連携により、児童へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、児童の健康観察、必要に応じて臨時休所などの措置を講じる。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛および臨時休所を行うなどの感染拡大防止策を講じる。これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請等にもとづき実施する。

## ウ 幼稚園・保育施設等

幼稚園および保育施設等については、園児の集団発生する可能性があるなど、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、発熱や咳、全身倦怠感などの症状があれば、登園しないなどについて、注意喚起することが重要である。都内発生早期の段階において、新型インフルエンザ等の疑われる園児については、接触者の健康管理に努めるとともに、市や園医との連携により、園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

集団発生がみられた場合は、発症者の状況確認、園児の健康観察、必要に応じて臨時休園などの措置を講じるとともに、幼稚園および保育所については保健所に報告する。

同じ地域内での流行が確認された場合は、施設内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、行事の自粛および臨時休園を行うなどの感染拡大防止策を講じる。これらの対応は、国の基本的対処方針や都からの要請等にもとづき実施する。

## エ 高齢者・障害者等の社会福祉施設

市は、高齢者・障害者等の社会福祉施設についても、利用者および施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を、国の基本的対処方針や都からの要請等にもとづき実施する。

これらについては、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて行う。

## 5 予防接種

新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、特措法にもとづき、市が実施する予防接種には、特定接種と住民接種の2種類がある。これら予防接種は、ワクチンを接種することにより、個人の発症や重症化を防ぐことであり、接種を通じて受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることで、医療体制が対応可能な範囲内に収めるよう努めることを目的とする。

### (1) ワクチン

新型インフルエンザ対策におけるワクチンについては、新型インフルエンザ発生前に鳥インフルエンザ(H5N1 亜型)のウイルスで製造したプレパンデミックワクチンと発生後に発生した新型インフルエンザウイルスで製造するパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であるこ

とも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

プレパンデミックワクチンは、国において、製造元となるウイルス株や製造時期が異なるワクチンが製造・備蓄されており、一部が事前製剤化されている。

パンデミックワクチンは、国において新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に全国民分のワクチンを国内で製造する体制を整備するよう研究・開発が行われている。国内の生産体制が構築されるまでは海外からの輸入が想定されている。

ワクチンの供給については、国がワクチン製造販売業者・販売業者および卸業者や都道府県と連携して行う。

## (2) 特定接種

特定接種とは、特措法第 28 条にもとづき、「医療の提供並びに国民生活および国民経済の安定を確保するため」に登録事業者等に対して行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

特定接種における、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性にかかる基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に判断し、国の基本的対処方針で示される。

なお、市が実施主体となる場合は、予防接種法第6条第1項の規定を根拠とし、市職員を対象として実施する。

### ア 特定接種の対象者

特措法の規定により、特定接種の対象者を以下に示す。

なお、特定接種の対象者のうち、③については、当該地方公務員の所属する都道府県または区市町村が実施主体となり特定接種を行う。

①「医療の提供の業務」または「国民生活および国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）。

②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員。

③新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員。

### イ 特定接種の方法

特定接種は、原則として集団的接種にて行う。

## (3) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民に対する予防接種の枠組みができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条にもとづき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）にもとづく接種を行うこととなる。

市が実施主体となり、原則集団的接種により接種を行う。

住民接種に際し、そのあり方については、政府対策本部において、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性にかかる基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて総合的に判断し、国の基本的対処方針で示される。

なお、国および都は、予防接種を行うために必要と認める場合には、医療関係者に対して必要な協力の要請または指示を行う。

(参考4 予防接種法第6条第1項と予防接種法第6条第3項の違い)

公的関与の度合い

高		努力義務	勸奨	接種費用の自己負担	健康被害の救済措置
↑	臨時接種	○	○ (接種を受けるよう勧める)	なし	予防接種法による救済
	新臨時接種	×	○ (接種を受けるよう勧める)	あり 経済的困窮者を除き 実費徴収可能	予防接種法による救済
低					

(参考5 住民接種の接種順位に関する基本的考え方)

①パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給の開始から全国民分の供給までには一定の期間を要することが予想される。そのため、未発生期に、新型インフルエンザ等の発生後の状況に応じてパンデミックワクチンの接種順位を決定する際の基本的な考え方を整理し、それを踏まえて政府対策本部で的確かつ迅速に決定し得るようにしておく。

②特定接種が行われない場合、まず、新型インフルエンザ等の患者の診療に直接従事する医療従事者から接種する。

③特定接種の対象となる者および特定接種が行われない場合に先行的な接種の対象となる医療従事者以外の接種順位について、以下のとおりあらかじめ整理された接種の範囲・順位にかかる考え方をもとに、重症化しやすい者等、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、政府対策本部において決定する。

④住民接種の対象者については、以下の4群に分類する。

a 医学的ハイリスク者

i 基礎疾患を有する者

基礎疾患により入院中または通院中の者をいう。平成21年のパンデミック時に取りまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状を踏まえ、発生時に基準を示す。

ii 妊婦

b 小児(1歳未満の小児の保護者および身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。)

c 成人・若年者

d 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

⑤接種順位については、政府行動計画に示したように新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がされている場合、国民生活および国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第46条第2項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方（重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方）もあることから、こうした考え方を踏まえ判断する。

出典：新型インフルエンザ等対策ガイドライン「V予防接種に関するガイドライン」  
（新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）

## 6 医療

新型インフルエンザ等による市民の健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にするため、各期における医療の提供は不可欠な要素である。

しかし、新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数等の大幅な増大が予測される。このため、限りある地域における医療資源（医療従事者、病床数等）を有効活用し、流行状況に応じた医療体制を整備する必要がある。

そのため、未発生期から都や医療関係機関等との連携・協力のもと、医療資源の効果的・効率的な活用のための体制をあらかじめ検討し整備しておく。

### （1）医療体制の整備等

市は、未発生期より地域の医療関係機関や薬局、消防等の関係者と連携し、市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

また、都が実施する、感染症地域医療体制ブロック協議会へ参加し、感染症指定医療機関を含めた、2次保健医療圏における医療確保計画の作成に参画するなど、医療体制の整備の推進を図る。

医療確保計画の策定における検討の中では、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定や、小児・重症患者受入可能医療機関の確保に関し検討することがあげられる。

さらに、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。

一般医療機関においても、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画の作成に努め、感染症の患者とそれ以外の患者との接触を避ける工夫や、医療従事者の感染防護に必要な資器材の準備など、個々の医療機関における院内感染防止対策を検討しておく。

### （2）新型インフルエンザ等の発生時における対応

新型インフルエンザ等の発生時には、都と統一的な基準に沿って医療機関に対応し、保健所において相談センターを設置し、市民からの電話による相談の実施、患者の振り分けなどを行う。

海外発生期から都内発生早期までにおいては、感染拡大を抑制する対策がもっとも有効であるため、都が指定している感染症診療協力医療機関は、都の要請にもとづき、新型インフルエンザが疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う「新型インフルエンザ

専門外来」(非公開)を設置する。

この新型インフルエンザ専門外来については、市の地理的実情や必要性に応じ、都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、市独自で設置することや市外医療機関での対応ができるかなどを検討していく。

新型インフルエンザ等の発生に伴う具体的な対応としては、相談センターから振り分けられた新型インフルエンザ等のり患が疑われる患者を、市内の感染症診療協力医療機関において設置した「新型インフルエンザ専門外来」で診察する。

採取した患者の検体は保健所により東京都健康安全研究センターに運ばれ、ウイルス検査が行われる。検査結果が判明するまでの間は、感染症診療協力医療機関にて経過観察を行う。検査結果が陽性の患者(症例定義上の疑似症を含む。)は、感染症法にもとづき、重症度にかかわらず感染症指定医療機関で入院治療を行う。検査の結果、陰性と判明した患者については、感染症診療協力医療機関において、重症度によって、一般病院への入院または自宅療養の判断を行う。

都内感染期においては、特別な医療体制で行うのではなく、内科や小児科など通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。そのため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診に訪れることとなり、また、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、全ての一般入院医療機関において受け入れることとなる。

一般医療機関での診察が始まる時期については、外来受入体制や、訪問診療・看護の強化など、休日・時間外等を含めた手厚い医療体制を提供できるよう対策を検討しておく。

また、都と連携し、患者が増加した場合に備えて医療機関における使用可能な病床数および人工呼吸器等の使用状況等の調査を受け、感染期の病床確保に努める。

市は、国または都において決定される発生段階の移行に関する情報収集を行い、迅速に情報提供するとともに、また、発生段階に応じた医療機関の役割分担について市民をはじめ関係機関に周知する。

### (3) 臨時の医療施設等

新型インフルエンザ等の感染拡大により、医療機関が不足し医療提供に支障が生ずると認められる場合には、特措法第48条の規定にもとづき、都が臨時の医療施設を設置開設する。

○図5 発生段階ごとの医療提供体制

		未発生期	海外発生期	国内発生早期	都内発生早期	都内感染期			小康期
						通常院内体制	院内体制強化	緊急体制	
医療体制	外来	<b>新型インフルエンザ 専門外来 (ウイルス検査実施)</b> 陽性(+)      陰性(-)				<b>全ての医療機関が対応 (基本はかかりつけ医)</b>			
	入院	<b>感染症指定医療機関</b>		<b>一般医療機関への入院または自宅療養</b>		・小児、重症患者受入可能医療機関の確保 ・備蓄医薬品の放出		・特段の措置の要請 ・臨時の医療施設の活用	

出典：「東京都新型インフルエンザ等対策行動計画」(東京都)

## 7 市民生活および市民経済の安定の確保

国は、「国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患する。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。」と想定している。

これらに伴い、社会的な影響があり、社会・経済活動の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、新型インフルエンザ等発生時に、社会・経済機能に与える影響が最小限となるよう、市、医療機関、事業者および市民は、それぞれの役割に応じ、発生前から十分な準備を行い、互いに協力し、新型インフルエンザ等がもたらす危機を乗り越えることが重要である。

### （1）要援護者への生活支援

新型インフルエンザ等の流行により生産、物流の停滞等により、食料品・生活必需品等の入手が困難になる可能性もある。そのため、新型インフルエンザ等対策においては、孤立化し、生活に支障をきたすおそれがある世帯（高齢者世帯、障害者世帯）への具体的な支援体制の整備が求められている。

市は、対象世帯を把握するとともに、都内感染期において、必要な生活支援等ができるよう必要な物資の確保や搬送方法をあらかじめ検討する。

また、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障害福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える連絡体制を構築する。

### （2）遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等が大流行し、多数の死亡者が発生した場合、市が発行する「埋火葬許可証」については、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるよう体制を整備する。

また、火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。

火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体安置所の設置、運用を行う。

特措法第56条第3項の規定にもとづき、東京都知事から市長に対し通知がなされた場合には、政令の定めるところにより、埋葬および火葬の実施に関する事務の一部を行う。

### （3）市民生活の安定の確保

#### ・個人備蓄について

新型インフルエンザ等が海外で流行した場合、様々な物資の輸入の減少、停止が予想され、新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、食料品・生活必需品等の生産、物流に影響が出ることも予想される。

このため、市民に対し、食料品・生活必需品等の購入に当たって、買占めを行わないよう、消費者としての適切な行動についても普及啓発する。

#### ・物資および資材の安定の確保

国の緊急事態宣言が行われた場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するうえで、市の備蓄する物資または資材が不足し、的確かつ迅速な対応が困難であると認められる場合には、都知事に対し、必要な物資または資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

#### ・ごみの排出抑制

新型インフルエンザ等の発生時においては、ごみ処理能力の機能低下などにより平常時のごみ処理能力の維持が困難になる場合が想定される。市は、ごみの収集回数やごみ処理の状況を把握し、必要に応じて市民および事業者に対し、ごみの排出抑制への協力を要請する。

#### ・行政手続上の申請期限の延長

特措法により、新型インフルエンザ等の発生時において、過去の大規模震災発生時のように、運転免許等の申請期限の延長の特例が可能となった。特例措置が実施された場合は、国の政令等を迅速に分かりやすく周知するとともに、必要に応じて同様の措置を実施する。

### (4) 市役所機能の維持

#### ・業務継続計画の整備および職員の感染予防等

新型インフルエンザ等の発生時に備え、市における各種事業の継続ができるよう、BCP（業務継続計画）の整備・見直しや職員に対する感染予防策の徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等対策の実施において、マスク、個人防護具やその他必要な物資および資材の備蓄等や、施設および設備の整備等を行う。

#### ・市役所機能の維持および市庁舎等における感染拡大防止

新型インフルエンザ等が発生した場合には、限られた人員で市政を継続するため、あらかじめ策定した BCP（業務継続計画）にもとづき、平常時における訓練や研修を通じて準備を進めておく必要がある。

特に、感染拡大防止に直結する業務やライフライン機能である、ごみ処理事業および下水道事業については要員を確保するなど、庁内の応援体制を整備し、業務を継続する。

また、市庁舎等における感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等が発生した場合には、庁舎の入口に「感染予防に関する周知」やトイレに「手洗い方法」を掲示するなど感染拡大防止に努める。

#### ・職員の健康管理

市職員は、手洗いの徹底などの感染予防対策の励行と自己の健康管理に十分留意する。

発熱や咳・くしゃみ等のインフルエンザの症状がある場合には、他者への感染を防止するため、マスク着用、咳エチケットを徹底するとともに、速やかに医療機関を受診し、職場への連絡を遅滞なく行った上で、療養に専念し、出勤を自粛する。

このため、全職員に対し感染予防を周知するとともに、所属長としての留意事項等を通知する。

こうした取組を通じ、職員の欠勤率をできるだけ減少させ、業務遂行に支障がないようにする。



## 第4章 各発生段階における基本項目別対策

<b>未発生期</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 新型インフルエンザ等が発生していない状態</li><li>○ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況</li></ul>
-------------	--

<b>目的</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。</li></ul>
<b>対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平常時から、本行動計画等を踏まえ、都や近隣自治体、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。</li><li>・ 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民および事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。</li></ul>

### 1 サーベイランス・情報収集【健康福祉部】

#### 【サーベイランス】

・ 都は、平常時からインフルエンザに関する各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。

また、新型インフルエンザの発生時のサーベイランスの具体的な実施方法および実施時期をあらかじめ示しておく。〔都〕

#### 【情報収集】

・ 国、都等から新型インフルエンザ等の発生状況等について情報収集を行う。〔健康福祉部〕

### 2 情報提供・共有【企画部・生活安全部・市民部・健康福祉部・各部共通】

#### 【市民への情報提供】

・ 新型インフルエンザ等に関する情報は、広報おうめ、市ホームページ、メール配信サービス、ポスター掲示、チラシ設置、新聞折込み、自治会を通じた回覧等様々な広報手段が取れるようあらかじめ検討し、整備する。

また、状況に応じて、ケーブルテレビ、ラジオ、臨時広報を活用することも検討しておく。〔企画部、生活安全部、市民部、健康福祉部〕

・ 新型インフルエンザ等の基礎的知識や一般的な予防、家庭での備蓄などについて、また、サーベイランスや発生動向調査により収集された情報を、市民へ情報提供する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・ 市内に居住する高齢者、障害者および外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容および広報媒体、メディアを活用した広報の実施方法について事前に検討する。〔企画部、健康福祉部〕



### 【関係機関への情報提供・共有】

・市内施設、団体、関係機関等には、関係部署を通して随時情報提供を行うことができるよう災害対策に準じてあらかじめ市内の体制を整備する。〔各部共通〕

・関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、本行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等発生時に関係機関と連携し、必要な対応を図れるよう連絡体制を整備する。〔各部共通〕

・市内医療機関等に対し、迅速な情報提供ができる体制を整備し、情報伝達訓練を実施する。〔生活安全部、健康福祉部〕

## 3 住民相談 【生活安全部・健康福祉部・関係各部】

### 【相談体制の構築・整備】

・新型インフルエンザ等の発生に備え、増加する相談に対応するため、各部が連携して、全庁的な相談体制を構築するとともに、発生段階に応じた体制整備を図る。〔生活安全部、健康福祉部、関係各部〕

## 4 感染拡大防止 【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】

### 【感染予防策の周知】

・市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の周知を行う。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・園医や校医等と連携し、学校および学童保育所、幼稚園、保育施設等におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策を周知する。〔子ども家庭部、教育部〕

## 5 予防接種 【総務部・健康福祉部】

### 【ワクチン接種体制】

#### （特定接種）

・市職員の特定接種に向けた接種体制の構築を図る。〔総務部〕

・国からの協力依頼にもとづき、登録事業者の登録業務について協力する。

また、自ら接種体制を確保することが困難な登録事業者に対し、医師会等と連携し、必要な支援を行う。〔健康福祉部〕

#### （住民接種）

・医師会や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や、接種の場所、接種の時期の周知・予約方法など具体的な実施方法について検討しておく。

なお、接種会場については健康センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に協力を依頼すること等により確保できるよう検討しておく。〔健康福祉部〕

- ・集団的接種を原則とした住民に対する予防接種の体制の構築を図る。〔健康福祉部〕
- ・円滑な接種の実施のために、あらかじめ市区町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は市以外における接種を可能にするよう努める。〔健康福祉部〕

## 6 医療 【健康福祉部】

### 【医療体制の整備等】

- ・平時から都と協力して地域医療の確保に努めるとともに、近隣自治体と合同による訓練や会議等を通じて医療確保に関する連携を図り、地域の医療機関や薬局、消防等の関係者と連携し、小児や人工呼吸器が必要な方など特定分野の医療不足が見込まれる市の実情に応じた医療体制の整備を推進する。〔健康福祉部〕

## 7 市民生活および市民経済の安定の確保 【市民部・健康福祉部・まちづくり経済部】

### 【要援護者への生活支援】

- ・都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその具体的手続きを決めておく。〔健康福祉部〕
- ・必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、生産・物流事業者等と連携を図る。〔まちづくり経済部〕

### 【火葬能力等の把握】

- ・都と連携し、火葬場の火葬能力および一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬または埋葬を円滑に行うための体制を整備する。〔市民部〕

<b>海外発生期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</li> <li>○ 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態</li> <li>○ 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況</li> </ul>
--------------	---

<b>目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の国内侵入をできるだけ遅らせ、都内発生の遅延と早期発見に努める。</li> <li>・ 都内発生に備えて体制の整備を行う。</li> </ul>
<b>対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</li> <li>・ 対策の判断に役立つため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。</li> <li>・ 都（市）内発生した場合には早期に発見できるよう、都と連動し市内の情報収集体制を強化する。</li> <li>・ 海外での発生状況について注意喚起するとともに、都（市）内発生に備え、都（市）内で発生した場合の対策についての確な情報提供を行い、市内医療機関等や事業者および市民に準備を促す。</li> <li>・ 市民生活および市民経済の安定のための準備、特定接種の実施および協力等、都（市）内発生に備えた体制整備を急ぐ。</li> </ul>

## 1 サーベイランス・情報収集 【健康福祉部】

### 【サーベイランス】

・ 都は、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加・強化する。〔都〕

#### ＜臨時で実施する新型インフルエンザのサーベイランス＞

東京感染症アラートによる全数ウイルス検査

海外発生期から都内発生早期までの間に、新型インフルエンザ専門外来において、東京感染症アラートの独自検査基準を満たす新型インフルエンザの感染が疑われる患者の全数遺伝子検査を実施する。

### 【情報収集】

・ 国および都、マスコミ報道等を通じて、海外での新型インフルエンザ等発生状況等を把握する。

〔健康福祉部〕

## 2 情報提供・共有【企画部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部・各部共通】

### 【市民への情報提供】

- ・新型インフルエンザ等の基本的知識、海外での発生状況、感染予防策、相談体制など最新情報について、広報おうめ、市ホームページ等あらかじめ定めた広報手段をもとに広報を行う。〔企画部〕
- ・市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔企画部、健康福祉部〕
- ・学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕
- ・高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対しても、各部を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔健康福祉部〕

### 【関係機関への情報提供】

- ・医療機関等および関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。〔健康福祉部〕
- ・その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部共通〕

## 3 住民相談【企画部・生活安全部・健康福祉部】

### 【新型インフルエンザ相談センター】

- ・海外において、新型インフルエンザが発生した段階で、保健所に新型インフルエンザ相談センターが速やかに開設される。新型インフルエンザ相談センターでは感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行うとともに、市民等からの保健医療に関する一般相談に対応する。  
また、夜間・休日においても、保健所が共同で相談センターを設置し、専門外来の案内など相談対応を行う。〔都〕
- ・新型インフルエンザ相談センターの設置情報や市民向けの質疑応答集などについて、市民への周知活動を行う。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

## 4 感染拡大防止【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】

### 【感染予防策の注意喚起】

- ・市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕
- ・園医や校医等と連携し、学校および学童保育所、幼稚園、保育施設等におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の注意喚起を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

## 5 予防接種 **【総務部・健康福祉部】**

(特定接種)

・国および都と連携し、特定接種が実施される場合に備えるとともに、特措法第28条にもとづき、政府対策本部の基本的対処方針によって、市職員の対象者に対する接種が決定された場合、厚生労働省からの指示により、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て接種を実施する。**〔総務部〕**

(住民接種)

・国および都と連携し、接種体制の準備を行う。**〔健康福祉部〕**

## 6 医療

**【医療体制】**

都の要請にもとづき、感染症診療協力医療機関は新型インフルエンザのり患が疑われる患者を受入れるため、専門外来を開設する。専門外来の受診者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介に限定されるため、市民には専門外来の設置場所は非公開になる。

・専門外来は、新型インフルエンザの感染が疑われる患者から検体を採取し、保健所職員が東京感染症アラートに従い、ウイルス検査を行う東京都健康安全研究センターに検体を搬入する。専門外来は、ウイルス検査の結果が出るまでの間、必要に応じて患者を院内に留め置く。ウイルス検査の結果、陽性と判明した場合、保健所は感染症法にもとづき、感染症指定医療機関に移送する。

**〔都〕**

## 7 市民生活および市民経済の安定の確保 **【市民部・健康福祉部】**

**【要援護者への生活支援】**

・新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。**〔健康福祉部〕**

**【火葬能力等の把握】**

・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。**〔市民部〕**

<p><b>国内発生早期 (都内未発生)</b></p>	<p>○都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）</p>
----------------------------------	--

<p><b>目的</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都内での発生に備えた体制の整備を行う。</li> <li>・新型インフルエンザ等の発生にかかる情報収集を行う。</li> </ul>
<p><b>対策の考え方</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都（市）内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。</li> <li>・医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。</li> </ul>

## 1 サーベイランス・情報収集 **【健康福祉部・子ども家庭部・教育部】**

### **【サーベイランス】**

・都は、平常において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。〔都〕

### **【情報収集】**

・国および都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について情報収集する。〔健康福祉部〕

・学校および幼稚園、保育施設等がクラスターサーベイランスに該当することとなった場合、速やかに保健所および市の担当部署に連絡するように協力を要請する。〔子ども家庭部、教育部〕

## 2 情報提供・共有 **【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部、教育部・**

### **各部共通】**

### **【市民への情報提供】**

・新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、感染予防策など最新情報を市民に情報提供し、混乱や風評被害の防止を図る。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔企画部、健康福祉部〕

・学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

#### 【関係機関への情報提供】

- ・高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、各部を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔健康福祉部〕
- ・医療機関等および関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生に備えた協力を要請する。〔健康福祉部〕
- ・その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部共通〕

### 3 住民相談 【企画部・生活安全部・健康福祉部・関係各部】

#### 【新型インフルエンザ等の相談への対応体制の拡充】

- ・保健所は引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行う。〔都〕
- ・市民に対し、新型インフルエンザ相談センターの設置情報等を提供する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕
- ・新型インフルエンザ等にかかる一般的な問合せは、国および都等からの質疑応答集等にもとづき、市の代表電話にて対応する。  
また、福祉等の各部も同様に対応できる体制に拡充する。〔生活安全部、健康福祉部、関係各部〕

### 4 感染拡大防止 【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部】

#### 【感染拡大防止策の準備】

- ・学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設等に対し、感染症予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。〔健康福祉部、子ども家庭部、教育部〕

#### 【感染予防策の勧奨】

- ・市民に対してマスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策を勧奨する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕
- ・園医や校医等と連携し、学校および学童保育所、幼稚園、保育施設等でのマスク着用、咳エチケット、手洗い等の基本的な感染予防策の徹底をするよう呼び掛ける。〔子ども家庭部、教育部〕

### 5 予防接種 【総務部・健康福祉部】

#### （特定接種）

- ・市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国および都と連携し特措法第28条にもとづく特定接種を継続する。〔総務部〕

#### (住民接種) ※新臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われていない場合、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位等に従い、集団的接種を原則として、予防接種法第6条第3項にもとづく新臨時接種を関係者の協力を得て開始する。〔健康福祉部〕

#### (住民接種) ※臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位に従い、集団的接種を原則として、特措法第46条の規定にもとづき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を、関係者の協力を得て開始する。

〔健康福祉部〕

## 6 医療 【健康福祉部】

### 【診療体制】

・新型インフルエンザ専門外来において、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れを引き続き行う。

・都は患者の増加に備え、患者に対応する病床確保に向けた院内調整を開始するよう、感染症入院医療機関をはじめとする一般医療機関に要請する。

また、院内感染防止等、必要な情報を引き続き医療機関等に提供する。〔都〕

・市は、国・都からの必要な情報を医療機関に随時提供する。〔健康福祉部〕

## 7 市民生活および市民経済の安定の確保 【生活安全部・市民部・環境部・健康福祉部・まちづくり経済部】

### 【要援護者への生活支援】

・都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を準備する。〔健康福祉部〕

### 【埋火葬、遺体管理】

・遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。

〔市民部〕

・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。〔市民部〕

### 【市役所機能の維持】

・下水道事業の継続を行う。〔環境部〕

・ごみ処理事業の継続を行う。〔環境部〕



**【緊急事態宣言時の対応】**

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占めおよび売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。

また、必要に応じ、市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔生活安全部、まちづくり経済部〕

<b>都内発生早期</b>	○都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
---------------	--

<b>目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都（市）内での感染拡大をできる限り抑える。</li> <li>・患者に適切な医療を提供する。</li> <li>・感染拡大に備えた体制の整備を行う。</li> </ul>
<b>対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都（市）内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、国が緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。</li> <li>・医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。</li> <li>・患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報や、国および都からの情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</li> <li>・新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染防止対策を実施する。</li> <li>・都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活および市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</li> <li>・住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、ワクチンの供給および体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</li> </ul>

## 1 サーベイランス・情報収集 **【健康福祉部・子ども家庭部・教育部】**

### 【サーベイランス】

・都は、平常時において、通年実施しているサーベイランスに加え、引き続き、臨時的にサーベイランスを実施する。〔都〕

### 【情報収集】

・国および都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について引き続き情報収集する。〔健康福祉部〕

・学校および幼稚園、保育施設等から引き続き発生状況の情報を収集する。〔子ども家庭部、教育部〕

## 2 情報提供・共有 【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部、教育部・

### 各部共通】

#### 【市民への情報提供】

- ・患者等の発生状況、感染予防策、相談体制、受診時の注意等について最新情報を提供する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕
- ・市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔企画部、健康福祉部〕
- ・学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

#### 【関係機関への情報提供】

- ・高齢者施設等の社会福祉施設や在宅療養サービス提供者等に対し、各部を通じ、引き続き新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔健康福祉部〕
- ・医療機関等および関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、都内発生への対応および都内感染期に備えた準備を依頼する。〔健康福祉部〕
- ・その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部共通〕

## 3 住民相談 【企画部・生活安全部・健康福祉部・関係各部】

#### 【相談対応】

- ・保健所は引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内および受診時の注意事項等の説明を行う。〔都〕
- ・健康相談以外の様々な問合せに対応するため、各部に寄せられた相談内容を共有し、相談の多い問合せの窓口一覧を作成するとともに、FAQ（よくある質問とその回答）により対応できるものについて、ホームページで公表するなど、必要な対策を講ずる。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕
- ・新型インフルエンザ等にかかる一般的な問合せに関することは、引き続き、市の代表電話や各部で対応する。〔関係各部〕
- ・市民に対し、新型インフルエンザ相談センターに関する電話相談の設置情報等を提供する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

## 4 感染拡大防止【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部・まちづくり経済部・各部共通】

### 【感染拡大防止策】

・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策を勧奨する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・学校は、新型インフルエンザ等の疑いまたはり患していると診断された児童・生徒への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、感染拡大防止に努める。

また、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じる。〔教育部〕

・学童保育所、幼稚園、保育施設等は、新型インフルエンザ等の疑いまたはり患していると診断された児童・生徒への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、市と医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、感染拡大防止に努める。

また、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。〔子ども家庭部〕

・高齢者・障害者等の社会福祉施設は、利用者および施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を基本的対処方針や都の要請等にもとづき実施する。〔健康福祉部〕

・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請する。〔まちづくり経済部〕

・医療機関等および社会福祉施設における感染対策を強化するよう要請する。〔健康福祉部〕

・保健所は、市内における新型インフルエンザ等患者の発生時において、感染症法にもとづく患者への対応（入院勧告措置等）や患者の家族・同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、健康観察の実施、有症時の対応指導等）を行う。〔都〕

### 【緊急事態宣言時の対応】

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。〔企画部、生活安全部、健康福祉部、各部共通〕

## 5 予防接種【総務部・健康福祉部】

### （特定接種）

・市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国および都と連携し特措法第28条にもとづく特定接種を継続する。〔総務部〕

**（住民接種）※新臨時接種**

・国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後、ワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項にもとづく新臨時接種を継続する。〔健康福祉部〕

**（住民接種）※臨時接種**

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定にもとづき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を継続する。〔健康福祉部〕

## 6 医療

**【診療体制】**

・新型インフルエンザ専門外来の開設、新型インフルエンザのり患が疑われる患者の受入れが引き続き行われる。保健所が入院勧告した際には、感染症指定医療機関は感染症指定病床に患者を受け入れる。なお、患者数が増加してきた段階では、検査の対象や、医療提供体制が変更されることに留意し、情報を医療機関に随時提供する。〔都〕

## 7 市民生活および市民経済の安定の確保 **【生活安全部・市民部・環境部・健康福祉部・まちづくり経済部】**

**【要援護者への生活支援】**

・都内感染期における在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事提供等）、搬送、死亡時の対応等について、対象世帯の把握とともにその対応を引き続き準備する。〔健康福祉部〕

**【埋火葬、遺体管理】**

- ・火葬場の事業者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。〔市民部〕
- ・遺体安置所の設置および運用準備をする。〔市民部〕

**【市役所機能の維持】**

- ・下水道事業の継続を行う。〔環境部〕
- ・ごみ処理事業の継続を行う。〔環境部〕

**【緊急事態宣言時の対応】**

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占めおよび売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。

また、必要に応じ、市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔生活安全部、まちづくり経済部〕

<b>都内感染期</b>	○都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
--------------	--------------------------------------

<b>目的</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療体制を維持する。</li> <li>・健康被害を最小限に抑える。</li> <li>・市民生活および市民経済への影響を最小限に抑える。</li> </ul>
<b>対策の考え方</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。</li> <li>・状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。</li> <li>・流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。</li> <li>・医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。</li> <li>・欠勤者の増大が予測されるが、市民生活および市民経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。 また、その他の社会活動をできる限り継続する。 住民接種については、ワクチンの供給および体制が整い次第速やかに実施する。</li> <li>・状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。</li> </ul> <p>＜保健医療に関する対策の細分類＞</p> <p>都内感染期における対策の目的は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ等患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。都は入院勧告体制を解除し、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換を行う。</p> <p>このため、都内感染期においては、都は通常の体制で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類する。</p>

## 1 サーベイランス・情報収集 **【健康福祉部・子ども家庭部・教育部】**

### 【サーベイランス】

・都は、地域での流行が拡大した時点で、新型インフルエンザ専門外来を中止するとともに、東京感染症アラートによる全数検査を中止し、クラスター（集団発生）サーベイランスに伴うウイルス検査を中止する。そして、入院サーベイランスにより重症化リスクの程度を把握する。〔都〕

### 【情報収集】

・国および都、マスコミ報道等を通じて、国内等での新型インフルエンザ等発生状況や市内の受診

状況および医療提供状況等について引き続き情報収集する。〔健康福祉部〕

・学校および幼稚園、保育施設等から引き続き発生状況の情報を収集する。〔子ども家庭部、教育部〕

## 2 情報提供・共有【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部・各部共通】

### 【市民への情報提供】

・新型インフルエンザ等の基本的知識、発生状況、予防策など最新情報を市民に情報提供し、パニック等の防止を図る。

また、都内および市内の流行状況に応じた医療体制および受診方法の周知を図る。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔企画部、健康福祉部〕

・学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

### 【関係機関への情報提供】

・医療機関等および関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換など新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療継続を要請する。

また都と連携して患者の発生状況や感染予防策、検査や治療に関する最新情報等について情報提供する。〔健康福祉部〕

・その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部共通〕

## 3 住民相談【企画部・生活安全部・健康福祉部・関係各部】

### 【相談対応】

・新型インフルエンザ等にかかる一般的な問合せに関することは、引き続き、市の代表電話や各部で対応する。〔関係各部〕

・新型インフルエンザ相談センターは、新型インフルエンザ専門外来の設置終了に伴い専門外来への振り分けを終了するが、引き続き保健医療に関する相談に応じる。〔都〕

・市民に対し、新型インフルエンザ相談センターに関する電話相談の設置情報等を提供する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

## 4 感染拡大防止【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部・まちづくり経済部・各部共通】

### 【体制の変更】

・都は、患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった段階で、都内感染期へ移行するため、患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）を中止する。〔都〕

### 【感染拡大防止策】

・市民に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・人混みを避ける等の基本的な感染予防策を勧奨する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・学校は、市教育委員会や校医との連携により、児童・生徒へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、校内の消毒等、感染拡大防止を徹底する。

また、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）についての措置を講じる。〔教育部〕

・学童保育所、幼稚園、保育施設等は、市や医師との連携により、児童・園児へのマスク着用、咳エチケット、手洗い、施設内の消毒等、感染拡大防止に努める。

また、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、基本的対処方針や都からの要請等がなされた場合には、必要に応じて、臨時休所についての措置を講じる。〔子ども家庭部〕

・高齢者・障害者等の社会福祉施設は、利用者および施設職員等の感染予防策の励行等の健康管理、当該感染症の症状がある者の出勤制限や施設利用制限、受診勧奨等の感染拡大防止策を基本的対処方針や都の要請等にもとづき実施する。〔健康福祉部〕

・公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防策を講ずるよう要請する。〔まちづくり経済部〕

・医療機関等および社会福祉施設における感染拡大防止対策を強化するよう要請する。〔健康福祉部〕

### 【緊急事態宣言時の対応】

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が実施する不要不急の外出自粛要請や学校等の施設使用制限等の情報を市民等に提供し、理解・協力を求める。〔各部共通〕

## 5 予防接種 【総務部・健康福祉部】

（特定接種）

・市職員の対象者に対して接種が必要な場合、国および都と連携し特措法第28条にもとづく特定接種を継続する。〔総務部〕

（住民接種）※新臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われていない場合には、有効なワクチンの開発後は、ワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位に従い、予防接種法第6条第3項にもとづく新臨時接種を継続する。〔健康福祉部〕

（住民接種）※臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、有効なワクチンの開発後にワクチンが製造および供給され次第、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定にもとづき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を継続する。〔健康福祉部〕



## 6 医療 【健康福祉部】

感染症診療協力医療機関等において実施してきた体制から、新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など季節性インフルエンザの診療を行う全ての医療機関等で担うことになり、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者についても、通常の感染症診療を行う全ての医療機関が受け入れる体制へ移行する。このため、患者は新型インフルエンザ相談センターを介さずに、直接受診する。

### <第一ステージ（通常の院内体制）>

- ・都は、新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介または搬送を行うよう、医療機関に周知する。〔都〕
- ・都は、一般病床を有する全ての医療機関が、医療機能に応じて新型インフルエンザ等の患者の入院受入を行い、とりわけ感染症入院医療機関は、あらかじめ都に登録した病床数に応じて、円滑に患者を受け入れるよう、医療機関に周知する。〔都〕
- ・市は都とともに重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促すなど協力を要請する。〔健康福祉部〕
- ・都は、抗インフルエンザウイルス薬の流通在庫情報の把握に努める。〔都〕

### <第二ステージ（院内体制の強化）>

- ・入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止および延期などの特段の措置を講じるよう都が要請した場合は、医療機関に周知し、市内の入院受入体制の強化を図る。〔健康福祉部〕
- ・都の要請に応じ、医師会や薬剤師会に対し、地域における医療確保計画にもとづき、あらかじめ整備している医療体制等により市内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援を行うよう協力を依頼する。〔健康福祉部〕

### <第三ステージ（緊急体制）>

- ・都の要請に応じ、入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関に周知する。〔健康福祉部〕
- ・引き続き、医師会、薬剤師会に対し、市内の重症患者受入可能医療機関に対する支援を行うよう依頼する。〔健康福祉部〕

#### 【緊急事態宣言時の対応】

- ・国の緊急事態宣言が行われた場合には、都が状況を考慮し、臨時の医療施設を開設することとなる。市は、都と連携し、市内の医療機関等および関係機関との連絡調整や医療従事者の確保等の調整を行う。〔健康福祉部〕

## 7 市民生活および市民経済の安定の確保 【生活安全部・市民部・環境部・健康福

### 祉部・まちづくり経済部・各部共通】

#### 【要援護者への生活支援】

・在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。〔健康福祉部〕

・要援護者への支援について、関係団体や地域団体、ボランティア、事業者等に協力を依頼する。

〔健康福祉部〕

・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、支援を必要とするよう要援護者世帯に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配付等を行う。〔健康福祉部〕

・国および都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、介護、訪問介護、食事提供等）、搬送、死亡時の対応を行う。

〔健康福祉部〕

#### 【遺体に対する適切な対応】

・火葬場の事業者に必要な限り火葬炉を稼働するよう要請する。〔市民部〕

・火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体安置所の設置、運用を行う。〔市民部〕

・新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときに、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市町村においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられた場合には、当該特例にもとづき埋火葬にかかる手続を行う。〔市民部〕

#### 【ごみの排出抑制】

・通常のごみ収集回数の維持が困難になる事態に備え、市民や事業者にごみの減量化を求める要請を行う。〔環境部〕

#### 【市役所機能の維持】

・下水道事業の継続を行う。〔環境部〕

・ごみ処理事業の継続を行う。〔環境部〕

・複数の職員が感染により業務に就くことが困難になった場合には、応援体制を組み、事業を継続する。

また、新型インフルエンザ等対策のため応援を要する部署に対して、応援体制を組む。〔各部共通〕

・事業の一時休止を検討・実施する。〔各部共通〕

・貸し出し施設の一時休止を検討・実施する。〔関係各部〕

・職員、職場の感染予防策の徹底を行う。〔各部共通〕

### 【業務継続の要請】

・その他関係機関に対し、的確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した業務継続について要請する。〔各部共通〕

### 【緊急事態宣言時の対応】

・国の緊急事態宣言が行われた場合には、生活上必要な食料・生活必需品等について、価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみが生じないよう消費者や事業者について情報収集を行い、必要に応じて、買占めおよび売惜しみを行わない等適切な行動を要請する。

また、必要に応じ、市代表電話・消費生活センター等の市民相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。〔生活安全部、まちづくり経済部〕

<b>小康期</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</li> <li>○ 大流行は一旦終息している状況</li> </ul>
------------	---

<b>目的</b>
・ 市民生活および市民経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
<b>主な対策</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等は、一旦終息しても繰り返し発生する可能性があるため、新型インフルエンザ等の第二波の流行に備え、第一波に関する対策の評価を行うとともに、マスク、個人防護具などの調達等、第一波による医療体制および社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</li> <li>・ 第一波の終息および第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。</li> <li>・ 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</li> <li>・ 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</li> </ul>

## 1 サーベイランス・情報収集 **【健康福祉部】**

### **【サーベイランス】**

・ 都は新型インフルエンザ等の再流行等に注意し、平常時に通年で実施しているインフルエンザサーベイランスを継続する。〔都〕

### **【情報収集】**

・ 国および都、マスコミ報道等を通じて、国内での新型インフルエンザ等発生状況等について引き続き情報収集する。〔健康福祉部〕

## 2 情報提供・共有 **【企画部・生活安全部・健康福祉部・子ども家庭部・教育部・**

### **各部共通】**

#### **【市民への情報提供】**

・ 患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を発表し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供し、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・ 市内に居住する高齢者、障害者および外国人等に配慮して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔企画部、健康福祉部〕

・ 学校、学童保育所、幼稚園、保育施設等を通じ、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。〔子ども家庭部、教育部〕

#### **【関係機関への情報提供】**

・ 医療機関等および関係機関に対し、患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新

型インフルエンザ等の第一波の終息を情報提供し、「小康期」への移行を図る。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。〔健康福祉部〕

- ・その他関係機関に対し、的確に情報提供を行う。〔各部共通〕

### 3 住民相談 【生活安全部・健康福祉部・関係各部】

#### 【新型インフルエンザ等への相談体制の縮小・廃止】

・保健所に設置された新型インフルエンザ相談センターは、状況に応じて終了され、また、夜間休日の一般相談も終了され、保健所は通常業務としての対応に戻る。〔都〕

- ・市の代表電話や各部において、相談件数の減少に伴い、拡充体制の縮小・廃止を検討・実施する。

〔生活安全部、健康福祉部、関係各部〕

### 4 感染拡大防止 【企画部・生活安全部・健康福祉部・各部共通】

#### 【感染拡大防止策の要請解除】

・小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力要請を解除する。〔企画部、生活安全部、健康福祉部〕

・流行の経過を踏まえ、第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。〔生活安全部、健康福祉部〕

#### 【緊急事態解除宣言時の対応】

・国の緊急事態解除宣言が行われた場合には、都が実施する、不要不急の外出自粛要請解除や学校等の施設使用制限解除等の情報を市民等に提供する。〔各部共通〕

### 5 予防接種 【健康福祉部】

（住民接種）※新臨時接種

- ・流行の第二波に備え、未接種者に対し接種を勧奨する。〔健康福祉部〕

（住民接種）※臨時接種

・国の緊急事態宣言が行われている場合には、流行の第二波に備え、必要に応じ、国が決定した接種順位に従い、特措法第46条の規定にもとづき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時接種を進める。〔健康福祉部〕

### 6 医療 【健康福祉部】

#### 【情報提供等】

- ・医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

〔健康福祉部〕

- ・流行の第二波に備えた医療用資器材等の使用状況確認・準備を呼び掛ける。〔健康福祉部〕

## 7 市民生活および市民経済の安定の確保 **【市民部・健康福祉部・各部共通】**

### **【要援護者への生活支援】**

- ・状況に応じ、平常時の体制に移行する。**〔健康福祉部〕**

### **【遺体に対する適切な対応】**

- ・遺体安置所は、死亡者数の状況を踏まえて、順次閉鎖する。**〔市民部〕**

### **【対策の縮小・中止等】**

- ・国、都道府県、指定（地方）公共機関と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等対策を縮小・中止する。**〔各部共通〕**

### **【市役所機能の回復】**

- ・状況に応じ、平常時の体制に移行する。第二波に備えてBCPの検証や改定を行う。**〔各部共通〕**

表3 各発生段階における基本項目別各部取り組み内容(病院事務局は除く)

【未発生期】		企画部	総務部	生活安全部	市民部	環境部	健康福祉部	子ども家庭部	まちづくり経済部 (農業委員会含む)	建設部	事業部	会計課	議会事務局	教育部	選挙管理委員会事務局	監査・公平事務局	国・東京都	
<b>1</b>	<b>サーベイランス・情報収集</b>	ページ																
	サーベイランス	29																●
	情報収集	29					●											
<b>2</b>	<b>情報提供・共有</b>	ページ																
	市民への情報提供	29	●	●	●		●											
	関係機関への情報提供・共有	30	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>3</b>	<b>住民相談</b>	ページ																
	相談体制の構築・整備	30	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	
<b>4</b>	<b>感染拡大防止</b>	ページ																
	感染予防策の周知	30	●	●			●	●							●			
<b>5</b>	<b>予防接種</b>	ページ																
	ワクチン接種体制 (特定接種)	30		●			●											
	ワクチン接種体制 (住民接種)	30					●											
<b>6</b>	<b>医療</b>	ページ																
	医療体制の整備等	31					●											
<b>7</b>	<b>市民生活および市民経済の安定の確保</b>	ページ																
	要援護者への生活支援	31					●		●									
	火葬能力等の把握	31			●													

【海外発生期】		企画部	総務部	生活安全部	市民部	環境部	健康福祉部	子ども家庭部	まちづくり経済部 (農業委員会含む)	建設部	事業部	会計課	議会事務局	教育部	選挙管理委員会事務局	監査・公平事務局	国・東京都	
<b>1</b>	<b>サーベイランス・情報収集</b>	ページ																
	サーベイランス	32																●
	情報収集	32					●											
<b>2</b>	<b>情報提供・共有</b>	ページ																
	市民への情報提供	33	●				●	●						●				
	関係機関への情報提供・共有	33	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>3</b>	<b>住民相談</b>	ページ																
	新型インフルエンザ相談センター	33	●	●			●											●
<b>4</b>	<b>感染拡大防止</b>	ページ																
	感染防止策の注意喚起	33	●	●			●	●						●				
<b>5</b>	<b>予防接種</b>	ページ																
	ワクチン接種体制 (特定接種)	34		●			●											
	ワクチン接種体制 (住民接種)	34					●											
<b>6</b>	<b>医療</b>	ページ																
	医療体制	34																●
<b>7</b>	<b>市民生活および市民経済の安定の確保</b>	ページ																
	要援護者への生活支援	34					●											
	火葬能力等の把握	34			●													

表3 各発生段階における基本項目別各部取り組み内容(病院事務局は除く)

【国内発生早期】 (都内未発生)		企画部	総務部	生活安全部	市民部	環境部	健康福祉部	子ども家庭部	まちづくり経済部 (農業委員会含む)	建設部	事業部	会計課	議会事務局	教育部	選挙管理委員会事務局	監査・公平事務局	国・東京都
<b>1 サーベイランス・情報収集</b>	ページ																
サーベイランス	35																●
情報収集	35						●	●						●			
<b>2 情報提供・共有</b>	ページ																
市民への情報提供	35	●		●			●	●						●			
関係機関への情報提供	36	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>3 住民相談</b>	ページ																
新型インフルエンザ等の相談への対応体制の拡充	36	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
<b>4 感染拡大防止</b>	ページ																
感染拡大防止策の準備	36						●	●						●			
感染予防策の勧奨	36	●		●			●	●						●			
<b>5 予防接種</b>	ページ																
ワクチン接種体制 (特定接種)	36		●														
ワクチン接種体制 (住民接種)※新臨時接種	37						●										
ワクチン接種体制 (住民接種)※臨時接種	37						●										
<b>6 医療</b>	ページ																
診療体制	37						●										●
<b>7 市民生活および市民経済の安定の確保</b>	ページ																
要援護者への生活支援	37						●										
埋火葬、遺体管理	37				●												
市役所機能の維持	37					●											
緊急事態宣言時の対応	38			●					●								

【都内発生早期】		企画部	総務部	生活安全部	市民部	環境部	健康福祉部	子ども家庭部	まちづくり経済部 (農業委員会含む)	建設部	事業部	会計課	議会事務局	教育部	選挙管理委員会事務局	監査・公平事務局	国・東京都
<b>1 サーベイランス・情報収集</b>	ページ																
サーベイランス	39							●	●								●
情報収集	39						●	●						●			
<b>2 情報提供・共有</b>	ページ																
市民への情報提供	40	●		●			●	●						●			
関係機関への情報提供	40	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>3 住民相談</b>	ページ																
相談対応	40	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●
<b>4 感染拡大防止</b>	ページ																
感染拡大防止策	41	●		●			●	●	●					●			●
緊急事態宣言時の対応	41	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>5 予防接種</b>	ページ																
ワクチン接種体制 (特定接種)	41		●														
ワクチン接種体制 (住民接種)※新臨時接種	42						●										
ワクチン接種体制 (住民接種)※臨時接種	42						●										
<b>6 医療</b>	ページ																
診療体制	42																●
<b>7 市民生活および市民経済の安定の確保</b>	ページ																
要援護者への生活支援	42						●										
埋火葬、遺体管理	42				●												
市役所機能の維持	42					●											
緊急事態宣言時の対応	42			●					●								



表3 各発生段階における基本項目別各部取り組み内容(病院事務局は除く)

【都内感染期】		企画部	総務部	生活安全部	市民部	環境部	健康福祉部	子ども家庭部	まちづくり経済部 (農業委員会含む)	建設部	事業部	会計課	議会事務局	教育部	選挙管理委員会事務局	監査・公平事務局	国・東京都	
<b>1</b>	<b>サーベイランス・情報収集</b>	ページ																
	サーベイランス	43																●
	情報収集	43					●	●						●				
<b>2</b>	<b>情報提供・共有</b>	ページ																
	市民への情報提供	44	●		●		●	●						●				
	関係機関への情報提供	44	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>3</b>	<b>住民相談</b>	ページ																
	相談対応	44	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
<b>4</b>	<b>感染拡大防止</b>	ページ																
	体制の変更	44																●
	感染拡大防止策	45	●		●		●	●	●					●				
	緊急事態宣言時の対応	45	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>5</b>	<b>予防接種</b>	ページ																
	ワクチン接種体制 (特定接種)	45		●														
	ワクチン接種体制 (住民接種)※新臨時接種	45					●											
	ワクチン接種体制 (住民接種)※臨時接種	45					●											
<b>6</b>	<b>医療</b>	ページ																
	第一ステージ(通常の院内体制)	46					●											
	第二ステージ(院内体制の強化)	46					●											
	第三ステージ(緊急体制)	46					●											
	緊急事態宣言時の対応	46					●											
<b>7</b>	<b>市民生活および市民経済の安定の確保</b>	ページ																
	要援護者への生活支援	47					●											
	遺体に対する適切な対応	47			●													
	ごみの排出抑制	47				●												
	市役所機能の維持	47	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	業務継続の要請	48	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	緊急事態宣言時の対応	48			●				●									

【小康期】		企画部	総務部	生活安全部	市民部	環境部	健康福祉部	子ども家庭部	まちづくり経済部 (農業委員会含む)	建設部	事業部	会計課	議会事務局	教育部	選挙管理委員会事務局	監査・公平事務局	国・東京都	
<b>1</b>	<b>サーベイランス・情報収集</b>	ページ																
	サーベイランス	49																●
	情報収集	49					●											
<b>2</b>	<b>情報提供・共有</b>	ページ																
	市民への情報提供	49	●		●		●	●						●				
	関係機関への情報提供	49	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>3</b>	<b>住民相談</b>	ページ																
	新型インフルエンザ等の相談体制の縮小・廃止	50	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●
<b>4</b>	<b>感染拡大防止</b>	ページ																
	感染拡大防止策の要請解除	50	●		●		●											
	緊急事態解除宣言時の対応	50	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
<b>5</b>	<b>予防接種</b>	ページ																
	ワクチン接種体制 (住民接種)※新臨時接種	50					●											
	ワクチン接種体制 (住民接種)※臨時接種	50					●											
<b>6</b>	<b>医療</b>	ページ																
	情報提供等	50					●											
<b>7</b>	<b>市民生活および市民経済の安定の確保</b>	ページ																
	要援護者への生活支援	51					●											
	遺体に対する適切な対応	51			●													
	対策の縮小・中止等	51	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
	市役所機能の回復	51	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	



# 【用語解説】

(五十音順)

## ○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となるウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

## ○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関および結核指定医療機関のこと。

＊ 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者または一類感染症、二類感染症もしくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。

＊ 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

＊ 第二種感染症指定医療機関：二類感染症または新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。

## ○ 感染症診療協力医療機関

海外発生期から都内発生早期までに新型インフルエンザの疑い患者を診察し、診断確定までの経過観察を行う専門外来を設置するため、都が指定する医療機関。感染症診療協力医療機関は、都の要請により、速やかに専門外来を開設する。

## ○ 感染症入院登録医療機関

都内感染期に新型インフルエンザ等による入院患者を積極的に受け入れるために、都があらかじめ登録した医療機関。感染症入院医療機関では病床・病棟等の利用計画、感染拡大防止策、診療継続計画（BCP）等を定めている。

## ○ 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症および新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。いずれも指定権限は都道府県にある。

## ○ 基礎疾患を有する者等

新型インフルエンザにり患することで重症化するリスクが高いと考えられている者をいう。通常のインフルエンザでの経験に加え、過去に発生した新型インフルエンザについての海外の知見により、以下の者が該当すると考えられる。

妊婦、幼児、高齢者、慢性呼吸器疾患・慢性心疾患・代謝性疾患（糖尿病等）・腎機能障害・免疫不全（ステロイド全身投与等）等を有しており治療経過や管理の状況等を勘案して医師により重症化へのリスクが高いと判断される者等。

## ○ クラスターサーベイランス

インフルエンザ様疾患発生報告および感染症等集団発生時報告の報告時に、集団内の一部のインフルエンザ様疾患患者のウイルス検査を実施し、集団発生のウイルスにおける型を調べるサーベイランス。このウイルス検査を伴うクラスターサーベイランスは、定点医療機関当たり患者報告数 1.0 人（週）を超えるまで継続する。

## ○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤（タミフル、リレンザなど）。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○ 個人防護具(Personal Protective Equipment： P P E )

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## ○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

特に人の感染症に関しては、感染症法にもとづき、感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析が行われている。

## ○ 死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口 10 万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患って死亡した者の数。

## ○ 症候群サーベイランス

新興・再興感染症の流行、特に未知あるいは稀な感染症に対する「早期探知」を迅速に行うことを目的として「症状」（発熱、呼吸器症状、嘔吐、下痢、発しんなど）の情報をさまざまな情報源から収集するサーベイランス。

## ○ 新型インフルエンザ

感染症法第 6 条第 7 項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○ 新型インフルエンザ (A/H1N1) /インフルエンザ (H1N1) 2009

2009 年（平成 21 年）4 月にメキシコで確認され世界的な大流行となった H1N1 亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011 年（平成 23 年）3 月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

## ○ 新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○ 積極的疫学調査

患者、その家族およびその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問または必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況および動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条にもとづく調査をいう。

## ○ 致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

## ○ 東京感染症アラート

都では、新型インフルエンザ等の疑いのある患者が都内医療機関を受診した場合、都内の保健所と協力し、24時間体制で、迅速な検査と精密な検査を組み合わせた検査を行っている。

## ○ トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

## ○ 鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥またはその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染予防策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

## ○ 濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度または長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## ○ パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

## ○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルスまたはこれと同じ

抗原性をもつウイルスをもとに製造されるワクチン。

### ○ 病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いられることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスをもとに製造されるワクチン（現在はH5N1亜型を用いて製造）。





## 青梅市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成27年2月発行

発行 青梅市

編集 生活安全部防災課

健康福祉部健康課

〒198-8701 東京都青梅市東青梅1丁目11番地の1

電話 0428-22-1111

FAX 0428-22-3508